

令和6年度実施
沖縄県教育委員会職員（船員等）採用選考試験【追加】

受験願書等作成要領

記入全般

- 1 記入に際しては、受験者本人が黒のボールペンを用い楷書で記入すること。
- 2 書き間違えた場合は、二重線で消し、そばに訂正したものを記入すること。
- 3 太枠欄は、もれなく記入・選択・記入すること。
- 4 各項目とも特に記載する事柄がなければ、空欄のままにせず、「特記事項なし」または「特になし」と記入するか斜線を引くこと。

【 受験願書 No. 1 】

1 試験区分

- ア 試験区分欄は、該当する項目の欄に○を1つ選択すること。
- イ 受験願書受理後の試験区分の変更は認めない。

2 氏名・住所・連絡先

- ア 「現住所」及び帰省先等住所がアパートや下宿の場合は、「○○アパート○号室」や「○○方」とアパート名や下宿先も省略せずに記入すること。
- イ 「受験票等送付先」は、受験票及び合格通知送付先を記入すること。現住所と同じ場合は「同上」と記入すること。
- ウ 写真については、画像データを所定の位置に配置してカラー印刷してもよい。写真を貼る場合は、裏面に氏名を記入し、所定の位置にはがれないように、しっかりと貼ること。
- エ 「Eメール」の欄は、願書の記載内容等の確認のために用いることがある。以下のドメイン名（@（アットマーク）以降）からのメールを受信できるようにしておくこと。 **ドメイン名：pref.okinawa.lg.jp**

3 学 歴

- ア 最終学歴等の欄は、学校名、学部、学科・課程、専攻・専修等の正式名称を正確に記入すること。（大学等の通信課程を卒業した者も同様）
※最終学歴とは、学歴の中で最も上位の学校をさす。（例：短大卒業後、資格取得のため専修学校を卒業した場合は、短大が最終学歴となる。）
- イ 「国立・公立・私立」、「短大・大学・大学院」のそれぞれに該当する名称を選択し、該当するものがない場合は「その他」を選択すること。

4 免許・資格等

- ア 該当する項目にすべてに○を記入し、証明書の写しを提出すること。
- イ 取得見込みの場合は取得見込み年月を記入すること。
- ウ その他船舶に関する免許・資格を所持している場合は、枠内に記入すること。

5 署名欄

- ア 〔受験願書の下欄〕署名欄の年月日は、願書の記載が全て完了し点検も終えた日とする。

【 受験願書 No. 2 】

6 職 歴

- ア 職歴欄は今までの勤務上の経験（自家営業も含む）を新しいものから記入すること。
記入欄に入らない場合は、新しいものを優先し、入る分まで記入すること。
- イ 職歴がない場合は、「○○在学中」や「無職」または「在宅」等と記入すること。
- ウ 職歴欄は、アルバイト以外のものを優先して記入すること。

7 趣味・特技

- 趣味・特技を記入すること。

8 抱 負

- 志望する理由等、船員として、積極的に取り組みたいことについて記入すること。

【 受験票用はがき作成要領 】

- 1 様式を点線で切り取り、日本郵便の通常はがきのあて名面、裏面にそれぞれ貼り付け、「氏名」を記入し、「試験区分」の該当する欄に○を記入すること。それ以外の欄には何も記入しないこと。
- 2 はがきのあて名面には、自分の郵便番号・住所・氏名を記入すること。氏名の敬称は「様」のままで修正しないこと。

【 写真票用紙作成要領 】

- 1 写真は受験願書と同じものを使用すること。写真を貼付する場合は、裏面に氏名、ふりがなを記入すること。
- 2 「試験区分」の該当する欄に○をすること。

書類の送付 ※出願に当たって送付すべきもの

(a) 「受験願書 No. 1・No 2」

太枠内に記入・記入もれがないか確認し、受験願書の No 2 左上の指定欄に糊付けし、受験願書の No 1 の裏面と紙の左上端が重なるように貼り合わせること。

(b) 「受験票」 (受験票用はがき)

日本郵便の通常はがき等に、「作成例」を参考にして様式を貼り付け、必要事項を記入すること。はがきに 85 円分の切手を貼付すること。

(c) 「写真票」 (出願から 6 か月以内に撮影したものを使用すること)

願書と同じ写真を用いる。写真データを配置して写真票を印刷しても可。

(d) 資格・証明書等の写し (該当者のみ)

(e) 「出願書類提出様式」 (角形 2 号封筒)

角形 2 号封筒に「出願書類提出様式」を貼付し、上記の書類を入れて送付する。

- 1 簡易書留または特定記録便にて郵送する。令和 6 年 12 月 6 日(金)当日消印有効である。
※受付最終日に郵送する際は速達にすること。
- 2 速達にする場合は、所要額の切手を貼り付け、封筒上端に「速達」と朱書きすること。
- 3 転居等で住所の変更が生じた場合は、郵便局に「転居届」を提出し、郵便物の転送依頼に関する手続を各自で行うこと (詳細は郵便局へ問い合わせること)。